特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名寄市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正 入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を 締結している。

評価実施機関名

北海道名寄市長

公表日

令和5年6月30日

[平成31年1月 様式2]

関浦情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護に関する事務				
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の開始及び変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答並びに資料等の提供の依頼及び回答を行うほか、被保護者等からの申告又は調査等により保護に要する費用の返還を求め、徴収金の徴収を行い、生活保護の停止又は廃止を行う。また、就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 (1)生活保護の開始、変更の申請の受理又は調査等に関する事務 (2)保護に要する費用の返還及び徴収に関する事務(3)資料等の提供依頼及び回答に関する事務(4)就労自立給付金の申請の受理又は調査等に関する事務				
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名	Ž				
生活保護情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表23				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部社会福祉課				
②所属長の役職名	社会福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	名寄市健康福祉部社会福祉課 〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地 TEL01654-3-2111				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	名寄市健康福祉部社会福祉課 〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地 Tel01654-3-2111				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	16年6月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年6月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書又は全 項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
されている。	生む担 供き …しロー たこっこ	こし ナマン・コーニー					
2. 特定個人情報の入手(†	育報提供不ットソークン人 で	「ムを通しに入手を除	<選択肢>				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提供					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	各発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I -5	課長 鈴木 康寛	課長 松田 慎司	事後	
令和1年6月28日	II — 1	平成26年12月31日 時点	平成31年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	II -2	平成26年12月31日 時点	平成31年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV — 1	記載なし	基礎項目評価書	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	W-2	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IA-3	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV - 4	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV-5	記載なし		事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	W-6	記載なし		事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV - 7	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IA-8	記載なし	内部監査	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	M-8	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和4年7月22日	I -5	課長 松田 慎司	課長 滋野 俊一	事後	
令和5年6月30日	I -5	課長 滋野 俊一	社会福祉課長	事後	
令和5年6月30日	I -4	記載なし	番号法第19条第8号 別表第二の26	事後	
令和5年6月30日	特記事項	記載なし	個人情報の保護及び取扱いに関する事項を記載	事後	
令和6年6月30日	I -3	別表第一の15	別表23	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	I -4	別表第二の26	別表23	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	Ⅱ —1	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和6年6月30日	II -2	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	